

日本の関税自主権回復問題にみる「もうひとつの日英関係」(三)・完

——小村条約改正交渉とイギリス 一九一〇—一九一一年——

阿 曾 沼 春 菜

目 次

はじめに

第一章 残された課題——関税自主権の回復

第一節 不平等条約の起源

第二節 日本の条約改正準備（以上、一六三卷二号）

第二章 大國イギリスの憂い

第一節 自由貿易と関税改革運動の狭間で

第二節 対日不信と中国協会

第三節 イギリス政府による対案の提示（以上、一六三卷四号）

第三章 日英条約改正交渉の開始

第一節 加藤と小村の論争——日英同盟優先か「対等」条約か

第二節 条約調印へ向けて

第三節 改正通商条約の評価

おわりに（以上、本号）

第三章 日英条約改正交渉の開始

第一節 小村と加藤の論争——日英同盟優先か「対等」条約か

ロンドンでじかに世論や商工業者の反発に接していた加藤は、交渉の決裂とその影響を危惧していた。彼自身の考えでは、確かに関税問題を巡る日英両国の要求には隔たりがあつたが、だからといって妥結が不可能なほどのそれではなかつた。しかしながら、このまま条約改正交渉が関税問題で紛糾しつづけ、改正条約が調印されなくなれば、条約なしという事態が生じるであらう。この無条約の状態が日英同盟に与える影響こそ、加藤の懸念するところだったのである。

加藤と親交のあつた『タイムズ』外務部長チロル (Sir Valentine Chirol) も⁽¹⁶⁾この点を強調した。七月一日に加藤のもとを訪れたチロルは「新税率ハ日英同盟ニ対スル未曾有ノ打撃ニシテ、若シ此儘断行を見ンカ同盟ハ親密ヲ失ヒ満期後ノ継続ハ甚タ疑シイト見サルヘカラス本来英国人ハ日本人ニ対シ真実ノ同情アルノニアラス却ツテ異人種宗教者ト同盟スルハ不可ナリトノ論者モアリテ彼等ハ必スソノ勢力ヲ増ヤスヘク同盟ノ前途憂慮ニ堪エス⁽¹⁵⁾」と述べている。チロルは来日の経験もあり、元来日本に好印象を抱いていた。⁽¹⁶⁾彼は、ロシアに対するイギリスの極東ならびにインド利益の防衛には日本との協力が必要であるといち早く見て取り、一八九〇年代後半から『タイムズ』の日本記事の論調の変更に影響力を發揮した人物であつた。例えば、一八九九年五月二七日付けの記事に「極東における日本の利益はイギリスのそれと軌を一にしている」と執筆し、日本との緊密な協力関係を主張した。⁽¹⁷⁾条約改正が紛糾していたこの時点においても、確かに彼は日英同盟が依然として重要であると認識していた。日本が南満州鉄道と平行する錦愛鉄道の建設計画に反対し、英米の金融家と対立した際も、日本に警戒心を抱く北京特派員のモリソン (George E. Morrison) が門戸開放を根拠

に日本政府に批判的な記事を書き送ったのに対し、大英帝国全体の利益、とりわけそれへのドイツの脅威に鑑みて、満州問題で日本と事を構えるのは得策ではないとチロルは諭した。⁽¹⁸⁾しかしながらそのチロルも、日本の野心的な行動には次第に不安を抱き始め、韓国、中国に対する慎重な対応を日本に求めるべきとの提言を外務省に行っていた。⁽¹⁹⁾加藤としてはこうした知日派の意見に耳を傾けないわけにはいかなかった。

日英同盟を取り巻く当時の状況を考えれば、通商交渉の紛糾が日英同盟にまで影響を与えかねないとする加藤やチロルの懸念には、それなりの信憑性があった。日英同盟は一九一〇年の時点でなお五年の有効期間を残していたが、八月にアメリカが正式にイギリスに仲裁条約締結の提案を仄めかしたことから、英米仲裁条約と日英同盟の関係の調整が問題となった。結局、日英両国は、日英同盟の満期到来を待たずに、通商条約改正問題が落ち着いた翌年四月初頭より、英米条約交渉と平行して具体的な協議をすすめ、七月一三日には期間を十年とする改正日英同盟条約に調印のはこびとなるが、⁽²⁰⁾通商条約交渉が停滞していたこの時期においては、日本側にはアメリカからの打診ありというイギリスの報告があったのみで、⁽²¹⁾事態は進展しておらず、日英同盟の今後は不確定であった。それ故日本は通商条約改正交渉が同盟へ与える影響をも意識せざるを得なかったのである。

さて、関税問題について日本が要求したのは「対等」という形式であり、他方イギリスの要求は協定関税の維持であった。双方にとって合意可能な解決策は、日本がイギリス輸出品に対し一定の低い関税率を認める代わりに、イギリス側も日本に同様の利益を認めるような双務的協定の締結であった。そのような点からすれば、イギリスが第一回会合の際に行った対案、すなわちイギリスが協定関税を享受するかわりに日本の輸出品に対して自由貿易措置の継続を保証することは、協定の双務性を一定程度満たすと解釈でき、さほど悪くない提案のように加藤には思えた。加藤は小村の条約改正交渉方針が西欧諸国と対等の立場を獲得することを重視するあまり、イギリスとの関税協定なしの条約締結に固執していると考えた。加藤は七月二一日、小村に宛ててイギリスの協定税率要求は品目もさして多くなく、税率も不当

に低率とは認められず、いくつかの品目については要求取り下げの交渉の余地があること、協定税率の適用期間をイギリスが自由貿易制度を継続する間とすれば実際にはさほど片務的とも言えないことを指摘した。その上で、加藤はイギリス案を交渉の叩き台として受け入れ、協定関税を一部認めるよう譲歩を進言した。⁽¹²²⁾

それに対して、小村は「英国ノ提案ノ儘ニテハ到底同意スル能ハサル次第ナリ」と難色を示している。⁽¹²³⁾ 小村によれば、イギリス提案ではイギリスは税率上の制約をなんら受けないのに、日本は「永遠に」今回と同様の条件で片務的協定を受け入れなくてはならない。そうなれば、日本は条約改正の主眼である税権回復を達成できないだけでなく、それどころか他国からも同様の譲歩を求められる恐れが生じてしまうことが懸念されるのであった。ここに加藤と小村の「対等」条約についての考え方の違いが確認される。加藤の関心は調印国間の関係にあり、日英間で条約の双務性を担保すれば足りるとみなしていたのに対し、小村はイギリスが他の列強に対して認める条約関係と遜色ない条約の締結を求めていたのであった。

加藤は、小村に関税協定を通商条約とは別に締結することを提案し、この方法であれば、将来通商条約自体は何等変更することなく、関税協定だけ変更できると説得を試みた。⁽¹²⁴⁾ 加藤は八月二日にさらに長文を送り、イギリスに対する譲歩を重ねて要請した。彼はイギリスの内政事情について、現在、関税改革派が勢いを増しており、自由貿易政策を掲げる自由党が苦境に追い込まれていることを説明し、そのため、同党が対日交渉においても、協定関税か、さもなければ無条約かの厳しい方針で臨まざるを得ないだろう、と指摘した。さらに加藤は、関税問題が日英同盟全体に与える影響について、彼自身が強い懸念を抱えていることを明らかにした。加藤は、イギリスにおいて近年ではかつてほど同盟を必要とする声が聞かれなくなった事情を伝え、ドイツとの反目や日本の他国との提携の可能性を考慮すればイギリスも同盟の継続を得策と考えていると思うが、と前置きをしつつ、「若シ両国ノ経済関係ニシテ今日ノ如クスクリ害全ク相反スルニ於テハ「イギリスは——筆者」自ラ国交ノ親善ヲ破リ同盟ノ根底ヲ覆スニイタランカト想像セラレ本官ニ於テ最

モ憂慮ニ堪エサル処ニ有之⁽¹²⁵⁾」と書き送った。この加藤の具申に対し、本国外務省は「十分考究ヲ要スル問題ナルヲ以テ何分決定ヲ見ルニ至ル迄ニ多少日ヲ要ス⁽¹²⁶⁾」るとして、その後二ヶ月間、この件についての訓令を発することはなかった。

その間、イギリス側は日本国内の論調の変化を感じていた。ランボルド駐日英国大使館参事官は「日本政府はみずからが提案した関税案では用をなさず、イギリス世論を懐柔する何らかの策を講じなくてはならないことに気がついたようだ⁽¹²⁷⁾」と見ていた。一〇月、マクドナルド大使は病氣療養中の小村にかわって面会に応じた桂太郎首相に、関税問題でイギリス国民が反発を強めていることを説明し譲歩を求めた。桂首相はイギリスの対日感情が同盟にも悪影響をおよぼすほど悪化していることに改めて驚いた様子で、関税問題への対応策として、通商条約を締結しない方法と、定率関税法の一部を改正する方法があるとし、日本政府は後者の可能性を探っていることを打ち明けた⁽¹²⁸⁾。国定関税の変更は結果的に行われなかったが、こうした事態は日本政府が対英交渉の方針で揺れていることを示していた。日本に同盟への悪影響を想起させたマクドナルドの言葉をグレイは支持し、この「警告」により条約改正問題の解決の糸口がつかめることを期待した⁽¹²⁹⁾。ただし同時にグレイは、マクドナルドに言動には慎重を期すよう釘を刺し、日英同盟更新に関し日本側にイギリスの対応に疑念を抱かせることのないよう、また事前に一定の政策にコミットすることのないよう注意を喚起した。すでに英外務省には条約改正問題についての日本の新聞報道がかなり詳細に報告されており、同省は日本の世論の動向を見きわめつつ、対日政策を形成していた。彼らは、イギリスでの反発を懸念し、日本政府は同盟国の利益に配慮するべきとして小村の議会演説の短慮を批判する『時事新報』の報道⁽¹³⁰⁾のように、関税問題と日英同盟を結びつける見解にとりわけ関心を示していた⁽¹³¹⁾。日英同盟への影響を示唆することで、条約交渉での譲歩を引き出そうとする戦術をイギリスは意識的にとっていった可能性が高い。

英国協会横浜支部も、中国協会に宛てて関税問題でイギリスに譲歩するのが賢明とする考え方が日本の世論において優勢となりつつあると報告している。「こうした意見はおそらく両国の仲違いが日英同盟の断絶につながり、さらには

日本に対する以前の三国「干渉のような——筆者註」同盟の成立につながるのではないかとの危惧によるものと思われる」と分析している。マクドナルド大使からの報告では、『時事新報』、『東京日日新聞』、『大阪朝日新聞』の各紙面で、同盟国イギリスの反発を予見できなかった政府の対英交渉の方針への批判がなされ、なかには交渉の行き詰まりの責任をとって、小村の辞職と加藤の召還がなされるのではないかとの見方を披露する新聞もあることも紹介された。⁽¹³³⁾

加藤の長文電報から沈黙が流れること二ヶ月、公務に復帰した小村が、イギリスの提案が双務的協定の一形式と認められるとして、イギリスの輸出品に一部協定関税を認めることに同意したのは、一月九日のことであつた。⁽¹³⁴⁾

しかし協定関税の締結を日本が受け入れたことは前進であつたが、日英交渉をすすめる上ではさらにもうひとつ問題を乗り越える必要があつた。それは協議の手順を巡る日英間の対立に妥協点をみつけることであつた。一月一六日に開催された第二回目の交渉で、加藤はまず双務的性格の協定を締結することに同意してから税率について討議するという日本案を提示した。それに対し、ルウエリン・スミスは、協定関税に前向きとなつた日本の姿勢を歓迎したが、日本が提案した交渉のすめ方には難色を示した。イギリスとしては、そもそも協定で個別の品目について自由貿易を約することが、一般原則である自由貿易には馴染まないにもかかわらず、日本政府の立場に配慮してそうした協議の応じることにしたのであるから、日本政府が税率引き下げ幅を提示するまでは、すなわち日本の譲歩の程度を知るまでは、協定の双務性を保証することはできないとの立場であつた。⁽¹³⁵⁾ 彼は「日本の姿勢が、関税交渉の基礎となり得る関税を導入しようとするイギリス国内の運動の強い後押しとなっていることに懸念を表明」し、国内の関税運動を牽制する上でも低率の協定関税を確保する必要があることを示唆した。⁽¹³⁶⁾

しかしまず協定の双務性の保証を得たい日本外務省も、協定方式の確定が先決とする立場をあくまで崩さなかつた。一月二七日付けの小村の訓令もイギリス側で適当な双務的協定の形式を考案するように、との素っ気ない内容で、⁽¹³⁷⁾ 加藤は彼我の認識の差に苛立ちを隠さなかつた。二日後、加藤は「抑モ英国政府ハ協定方式提出ノ義務アルニアラス問題

ハ勢ヒ大体ノ利害ニ鑑ミ当事者敦レカ最速カニ円満ナル解決ヲ得ンコトヲ希望スルカニ在リテ比較的多ク右ノ必要ヲ感スル方カ自カラ無理ヲ忍フハ己ムヲ得サルノ数ナリ然ルニ英国政府ハ強テ適當ナル協定方式ヲ案出シ談判ヲ進ムル必要ヲ感シ居ラス若シ我方ニ於テ関税上讓歩スル処ナクハ無条約国タルヲ覚悟シ居ルニ付從ツテ我方モ同様ノ覚悟ヲ為サハ格別、サモナクハ英国カ妥協シ得ル方式ヲ我ニ於テ案出シ若シクハ同時ニ税率ニ関スル協議ヲ進ムルノ必要アリト存ス⁽³⁸⁾と書き送り、新条約の締結はイギリスよりも日本にとってより切実な問題であることを強調し、政府に方式と税率を同時に協議するよう讓歩すべきと迫った。

加藤の説得が即座に功を奏した訳ではなかった。一月三〇日の訓令で小村は、「帝国政府「日本政府——筆者註」ノ主張ハ自ラ正当ナリト確信ス」と述べ、日本の提案に同意できないのであればイギリスが「別ニ双務的方式ニ付適當ノ考案ヲ研究シテ提出」すべきと繰り返した。⁽³⁹⁾仕方なく加藤は同じ日のグレイとの会談で訓令通り日本の立場を説明した。グレイもまた、税率に関する日本の見解を知らなくては協定方式を決定することは不可能であり、閣議の承認は得られないと従来の見解を譲らなかつた。ただしグレイは同時に、交渉委員レベルで協定方式について一致すれば日本が税率について意見を示すという約束を予め行った上で、双方の委員の責任において方式の協議を行つてはどうか、との提案を打診した。⁽⁴⁰⁾

このグレイの提案は停滞していた交渉の突破口となった。二月二日、グレイの提案を携えて訪問したマクドナルド大使に、小村は同提案が日英の折衷案と認められるとして、これに同意したのである。⁽⁴¹⁾小村がいかなる思いでこのような決断に至ったのか、日記どころか私信もほとんど残していない小村ゆえ、その真意を察することは難しい。ただ小村の置かれた状況から、彼の考えをある程度推察することはできる。日本政府は対英交渉の進捗状況を公表していなかったが、一月イギリスでは商業會議所陳情団と面会したグレイ外相が協定関税を維持する方向で協議が進行中であることを明らかにし、⁽⁴²⁾日本でも報道された。⁽⁴³⁾日本の新聞は日本の条約改正提案がイギリスの対日感情を害していることを懸

念し、イギリスへの譲歩の必要性を認める一方、片務的協定関税締結に至るような政府の弱腰外交を批判し、その責任を追求した。⁽⁴⁴⁾ 日本政府も対策の必要を認識していたが、同年春に成立したばかりの定率関税法をイギリスに配慮して改正することは打開策としては不適当であった。定率関税法の改正は、外相の辞任、果ては内閣総辞職を招くことなく議会の承認を得られるものではなく、現実的な対策ではなかったからである。かといってこのまま頑なな姿勢を貫けば、イギリスと無条約の事態に陥るおそれがあった。そうした中、グレイの提案をみた小村は、同提案であれば日本の面目を保ちつつ交渉を継続できること、これ以上の交渉の停滞は日英関係全体に悪影響を及ぼすおそれがあることなどを考慮し、これを承諾することを決意したと思われる。ともかく小村の同意を得て、これより条約交渉は締結へ向けて大きく動き出すことになったのである。

第二節 条約調印へ向けて

日英両国が具体的交渉へと歩を進めた一九一〇年暮れ、イギリスはこの年二度目の総選挙の季節を迎えていた。一月の総選挙に辛勝した自由党政府は、前年貴族院が否決した「人民予算」⁽⁴⁵⁾を再度上程し、同時に今後の議会運営を考慮して、貴族院の拒否権を制限するいわゆる議会議案の作成を行った。予算案は四月に貴族院で可決され、他方、貴族院の予算案への拒否権の否定や一般法案への拒否権行使の期間の制限などを盛り込んだ自由党の議会議案は、統一党との間で設置された憲法協議会に送られ、妥協が模索された。両党の協議は六月から一月まで続けられたが、結局決裂し、一月二十八日、ついに庶務院が解散された。二月の総選挙では自由・統一党がそれぞれ二七二議席を獲得した結果、選挙前と両党の勢力分布に変化はみられず、貴族院改革を巡る論争は翌年の議会開会を待ってその火蓋が切られることになった。日英交渉はそうしたイギリス憲政上の危機ともいえる政治的騒乱の間隙を縫って行われたのであった。

加藤とルウェリン・スミスは十二月五日、八日、一四日に協議を行い、協定の形式で合意に達した。⁽⁴⁶⁾ ルウェリン・ス

ミスが一月以降になると議会在多忙のためみずから交渉にあたることができなくなるため協議を急ぎたいとの意向を示したので、協定の形式に合意すると、加藤は税率についての日本の意見を至急電報にて訓示することを外務省に要請した。その際、外務省が「譲歩」の意味をくれぐれも取り違えないよう、「英国外務大臣及商務省次官共二英国政府ヲシテ別電第二六四号ノ案〔交渉委員間限りの協定案——筆者註〕ヲ採用セシメンカ為ニハ我カ方ヨリ『サブスタンシアル、コンセツション』ヲ得ルコトヲ期待シ居ルニ付我カ譲歩ハ初メヨリ最大程度ヲ示サレンコト可然、順次少シ宛ノ譲歩ヲナスカ如キハ相手方タル当局者ノ性格ニモ顧ミ甚タ不得策ナリト信ス」⁽¹⁷⁾と協定税率案に注文をつけることも忘れなかった。加藤はその後外務省と何度かのやりとりの末、イギリスの要求に応じる品目を確定し日本の関税案を準備した。日本の正式な関税協定案はシベリア經由で特使によつて運ばれ一月半ばにはロンドンに達する見込みであつたが、加藤はそれを待たずに即座に具体的な税率の交渉に入つた。

一二月二二日の協議で、加藤はルウェリン・スミスに日本案を提示した。同案はイギリスが軽減を要求した塗料、麻、綿、羊毛製品、鉄板など一四品目七七税率のうち、四二税率を受け入れ、二二税率についてはある程度の軽減に同意するものであつた。⁽¹⁸⁾ またイギリスが協定関税の据え置きを求めた九品目については機械類と鉄条及び竿の二品目を除いて据え置きに同意した。そして見返りとして日本の主要輸出品である羽二重、菜種油など一二品目を無税品の対象に含めることを求めた。

イギリスは翌年一月七日の回答で日本の提示した譲歩を歓迎した上で、綿・羊毛製品、鉄鋼板など五税目につき税率のさらなる引き下げを求めた。そしてそれが得られることを条件に、それ以外のイギリスの要求を取り下げる可能性を示唆した。交換条件は、具体的にはイギリスが新たに協定関税化を要求していた亜麻子油など七品目を取り下げる、機械類など九品目についての協定関税率の据え置き要求を取り下げるの二点であつた。⁽¹⁹⁾ そして日本の要求のうち菜種油や漆器などを除く日本の輸出品八品目を無税輸入品に含めることを提案した。

交渉過程で注目されるのは、加藤が交渉当事者間でまず妥協点を模索し、それを本国政府に認めさせようとする動きをとったことである。協定関税についての協議が大詰めを迎えた一月一〇日の会談で、加藤はルウエリン・スミスに日本政府に彼が進言しようと考えている提案の三つの選択肢を仄めかした。その選択肢は、残るイギリスの税率引き下げ要求が主として綿・羊毛製品、鉄鋼板であることを踏まえたもので、①日本が六分の一の関税引き下げを提案していた綿製品につき、イギリスの四分の一の引き下げ要求を受け入れる、②日本は(a)綿製品につき、五分の一の削減に合意し、(b)羊毛製品か他一品目について削減に合意する、③日本は綿製品以外の関税引き下げ全てに合意する、であった。これについてルウエリン・スミスは、イギリス側が最も希望するのは第一の選択肢であるが、加えてトタン板の関税率削減も英国貿易にとって重要であると伝えた。加藤はルウエリン・スミスが最後に付け加えた羊毛製品も含めて協議の内容を政府に進言すると述べた。対してルウエリン・スミスは菜種油の無税品リスト追加という日本の要求に前向きな姿勢を示した。

一月一八日にイギリス側は日本の回答を受け取ったが、それは加藤が東京に進言した内容⁽¹⁵¹⁾と酷似していた。日本政府は綿・羊毛製品の四分の一の削減とトタン板を一円五〇銭から一円二〇銭に減額に同意し、協定税率の対象となるイギリスの輸出品はこれら五品目(塗料、亜麻織糸、綿織物、毛織物、鉄)のみとする⁽¹⁵²⁾とした。そして見返りに、菜種油と七宝焼きの無税品リスト追加を日本側の要求として訓示した。一月二三日、イギリス政府は日本の提案と要求を承諾した。⁽¹⁵³⁾

こうして最終合意に至った関税協定は、イギリスの輸出品のうち塗料、麻糸、綿・羊毛織物製品、鉄の五品目五九税率に協定関税が適用され、他方羽二重、麦稈真田、菜種油など計一〇品目の日本の輸出品につき、無関税を保証する、というものであった。陸奥条約で協定関税品がイギリスからの輸入額の四二・九%を占めたのに対し、新条約の協定関税品の割合は二五・五%へと減少した。⁽¹⁵⁴⁾新条約の有効期間は二年と定められることになるが、これと切り離された関税協定は一九二二年七月一七日以降、つまり通商条約施行の一年後より締約国は通告を以て協定の修正要求を提出する

ことができ、合意に至らない場合は最短で施行日より二年一ヶ月で協定を終了することができるとした(新条約第八条)。イギリスの閣議は二月八日日本の協定関税案を承認した。⁽¹⁵⁵⁾

最大の難関である関税問題が合意に達すると、その他の条約条項に関する交渉は比較的円滑に進められた。主要な交渉項目は沿岸貿易、永代借地権、そして条約の適用範囲であった。沿岸貿易についてイギリスは自国沿岸での貿易を自国船籍に限っていなかったたので、英国船籍の日本沿岸での貿易の権利を維持することを求めたが、関税で日本の譲歩が得られたこともあって、最終的に日本の撤廃要求を受け入れた。永代借地権については、両国代表は条約交渉から切り離して別途取り決める行うことで合意した。この問題の解決は借地所有者への補償問題を巡って合意が成立せず、協議が難航したが、一九三七年三月二五日によりやく交換公文が取り交わされ、永代借地権は一九四二年四月一日に終了し、土地所有権に転換することが合意された。⁽¹⁵⁶⁾ 同様の交換公文は米仏諸国との間でも交わされた。日本は一九四二年三月二十八日勅令二七二号によって四月一日付で永代借地権の土地所有権への転換を定めた。

条約の適用範囲については、イギリスが陸奥条約以降、自治領だけでなく、英領植民地にも本国政府が締結した条約への加入の選択権を与えていたため、英領植民地・自治領に新条約が適用されるか否かが問題となった。日本政府は現行条約と同様、英領植民地の条約への自動的加入を求めたが、イギリス政府はこれを拒否した。かわりに日本政府が特に求めた香港及び海峽植民地について、条約への加入を説得すると約束し、日本はこれで納得するよりほかなかった。新条約は二年以内に加入を通告した植民地・自治領に適用することになっており、香港や海峽植民地などおよそ三〇の植民地の加入通告がなされた。⁽¹⁵⁷⁾ 他方、自治領ニュージールランドやオーストラリアは非加入を決めた。⁽¹⁵⁸⁾ 両国の非加入の理由は、一次産品が中心であった両国の対日輸出品に協定関税が利益をもたらさなかったことであつたが、⁽¹⁵⁹⁾ 加えて反日感情の存在も忘れてはならない。両国の対応からは自立的な動きを強めつつあつた英自治領の動きが確認できる。なお日英両国が中国から租借していた関東州、九龍・威海衛については秘密交換文書にて新条約の規定を適用することを約し

た。

カナダの場合は、一九〇六年一月三一日に日加間の貿易の促進を目指して日加修好通商航海条約を締結していたので、日本政府は規定どおり、廃棄通告を条約終了六カ月前の一九一一年一七日にイギリス政府に正式に行い、カナダ政府にも通告の写しを送付した。⁽¹⁶⁰⁾英植民地省はカナダ政府代表が進行中の日英交渉に参加することを提案したが、英外務省・商務庁は交渉終盤でのカナダの参加に難色を示したため、一九一一年七月七日付けで暫定協定を調印し相互に最惠国待遇を保証し、その後カナダ・日本政府間で日英新条約への加入交渉を行うことに落ち着いた。⁽¹⁶¹⁾一九一三年二月七日及び三月五日にオタワにてボーデン (Robert L. Borden) 首相と中村オタワ総領事との間でカナダの日英条約加入に関する公文交換が行われ、カナダは五月一日付けで日英通商条約に正式加入した。⁽¹⁶²⁾

さて話を日英条約交渉に戻すと、加藤とルウェリン・スミスは一月から二月にかけて条約の各条文についてそれぞれの政府の要求を付き合わせて検討を重ねた。新条約の最終草案は三月三日英外務省にて両国の代表団によって合意された。⁽¹⁶³⁾日本側が議会対策のため、調印・公表を四月まで延期することを要請したので、⁽¹⁶⁴⁾日英通商航海条約と附属関税協定は四月三日、ロンドンで加藤大使とグレイ外相によって調印され、二日後公表された。そして五月五日東京にて小村外相とランボルド駐日大使代理による批准書交換を経て、新条約は一九一一年七月一七日に施行された。新条約は一連の小村条約交渉の中では、二月二一日に締結された日米通商条約に次いで日本が二番目に締結した条約となった。

日本と他の西欧諸国との条約交渉もその後に進められ、一九一一年五月から九月にかけてスペイン、スウェーデン、スイス、ノルウェー、ドイツ、フランスとの間に改正通商条約が締結された。翌年にはデンマーク、オランダ、イタリアと改正条約が調印された。条約交渉が途切れたオーストリア・ハンガリー、ブルガリアとも一九一七年、一九三二年にそれぞれ条約が調印された。協定関税はイギリスのほかには、ドイツ、フランス、イタリアとの間で維持されたが、ドイツ、イタリアとは相互に協定税率を受け入れる双務的協定であったし、協定関税を認めず複関税制をとっていたフ

ランスとも、日本が関税率引き下げを行う代わりにフランスが国定関税の最低税率を適用する協定を締結したので、いずれの諸国とも互恵的な協定となった。⁽¹⁶⁵⁾最後に簡単に協定税率の顛末を追っておこう。⁽¹⁶⁶⁾イギリスとの条約の有効期間は二年だったので、日本は第一次世界大戦後、協定関税は破棄し、それ以外の通商条約条項を維持する意向を提起した。日英間の交渉の結果、一九二四年七月一四日に、翌年三月一〇日を以って関税協定を失効させる交換公文が調印された。ドイツとの協定関税は日本のドイツへの第一次大戦宣戦布告により、通商条約の失効により効力を失った。フランス、イタリアとの間では、条約満期後、現行条約を維持する暫定協定を締結した。

これらの一連の不平等条約改正交渉を経て、日本は欧米諸国との経済上不平等な関係を少なくとも形式的に是正することができた。日英通商航海条約が施行されてから一年後、一九一二年七月に明治天皇が逝去した。時代は大正へと移り、列強としての条件を明治のおよそ四〇年をかけて整えた日本は、より一層の経済発展を図るべく世界へ乗り出していくことになるのであった。

第三節 改正通商条約の評価

グレイ外相は日英交渉がほぼ妥結したとのルウエリン・スミス商務庁事務次官からの報告をことのほか喜んだ。二月二一日に加藤と会談した彼は、加藤の尽力に感謝し、「この種の通商条約の政治的效果は大きいので喜びもひとしおである」と話した。⁽¹⁶⁷⁾グレイの念頭には世論の対日感情の改善と関税改革運動の封じ込めがあったことであろう。加藤はこれに対し、ルウエリン・スミスの協力的な姿勢を賞賛し、交渉者の間の信頼関係が交渉妥結に寄与したことを示唆した。⁽¹⁶⁸⁾一方、日本ではマクドナルド大使が首相や外相との会談を通じて、日本政府の当初の方針を変更させる上で貢献した。グレイは実際の交渉には姿を見せず、日本の立場を理解する者として条約改正を支援する役にまわっていた。例えば、一九一〇年十一月外務省に陳情に訪れた商業会議所代表者に、グレイが強調したのは、日本がイギリスと対等な関係に

あるべきという点であった。⁽¹⁶⁹⁾ 彼は陳情団にイギリス政府が自国の貿易に対する慎重な配慮を求める一方で、日本の関税が極めて低水準から出発している点を承知して交渉に臨んでいること、日本もイギリスに対し友好的な精神を発揮し、両国が妥結に向けて努力していることを説明し理解を求めた。このグレイの姿勢は、同じ席でバクストン (Sydney Buxton) 商務庁長官が商業会議所に同情的な態度を隠さなかったことと著しい対照をなしていた。会見の様子は翌日加藤にもグレイより語られており、⁽¹⁷⁰⁾ 日本もすでに知るところであった。グレイが加藤との会談で折に触れて日本の条約改正交渉にかける思いに理解を示し、交渉の進展を希望したことは、ルウェリン・スミスら商務庁がイギリスの通商利益の保護を主張して協定関税の締結を強く求める姿勢と相まって、「アメと鞭」を演出することになった。こうした硬軟を併せ持ったイギリスの対応は、改正交渉においてきわめて効果的であったといえよう。

新通商条約が公表されると、イギリスの新聞はこれを好意的に迎えた。『タイムズ』は内容を詳細に報道し、社説では「全体として条約はかなり満足いく出来」と評価した。⁽¹⁷¹⁾ 無条約に陥った場合の不利益を想起させ、商工業者の反対を牽制した。さらに彼らの苦境の原因は関税の取り決めでは如何ともしようのない日本の急速な経済成長にあるとして、同盟国の発展を歓迎する余裕さえ見せた。

事実、条約の締結内容はイギリスにとってほとんど満足の出来映えであった。最重要輸出品には協定関税が維持され、その税率は一九一〇年七月にイギリス側が提示した対案とほとんど変わらないものであった。⁽¹⁷²⁾ イギリスが国内の反発を利用して日本から譲歩を引き出すことに成功したことは明らかであった。協定関税を獲得できず、国定関税の対象となった商品の製造業者からは、一部批判の声があがったが、新国定関税の導入後もイギリス貿易は一般的に損害を受けた形跡はなかった。

他方、日本側も条約改正にこぎつけたことにひとまず安堵した。⁽¹⁷³⁾ その上で条約改正への批判はイギリスではなく、日本政府に向けられた。第一に、イギリス国内の反発を招いた日本外交の不手際に対する批判があった。大隈重信はそ

もそも同盟国への配慮を欠いた点について政府の交渉のすすめ方に批判の目を向けている⁽¹⁷⁴⁾。第二に日本政府が成果として掲げた条約附属協定の双務性を疑問視する声があった。林薫元外相はその一人であり、彼は自由貿易論者の立場から、関税率が国定税率よりも低率で落ち着いたことは「至極結構」とした上で、「併し何故に当局者が之を双務的條約を締結したと云つて得意がるか、一向解らぬ」として、政府の双務的条約との説明を「いわゆる子供騙しの空論に過ぎない」と批判した⁽¹⁷⁵⁾。自由貿易国イギリスと真に双務的条約を締結するのであれば、本来ならば協定によらず、法改正により国定税率を引き下げるべきであつたとの考え方はほかにも示された⁽¹⁷⁶⁾。

当時の感覚に基づけば、条約の形式的双務性に関する疑問はそれなりに一理あつた。日本政府は今回の条約改正の目標として、片務的協定関税の撤廃を掲げたため、これがおのずと条約改正の評価基準とみなされた。政府は附属関税協定が双務性を担保していることの論拠として、日本が一定の英国輸出品に対し協定関税率を認める間、イギリスは日本輸出品に対し無税制度を維持するという形式の双務性を挙げた。しかし同協定ではイギリスは自由貿易政策の継続を約したに過ぎず、他国に比して日本が有利な取り決めでたわけではない。加えて新協定で日本が享受する待遇と、旧協定で日本が得ていた最恵国待遇との間には明瞭な差は認め難かつた。イギリスでも同様の見解が存在した。一九二五年に英外務省海外貿易局がまとめた文書は、「一九一一年の時点ですら、日本は完全な関税自主権を享受していなかつた」というのも、日本は我が国に関税問題で譲歩したのに、その見返りを得られなかつたからだ⁽¹⁷⁷⁾と述べている。この文書の執筆者によれば、その原因のひとつは「我が国の自由貿易」にあつた。文書は附属協定が期間満了により失効した一九二五年を、日本がイギリスとの関係で関税自主権を回復した年とみなす立場をとっている。つまり、一般に小村条約改正はその成果として「関税自主権の完全回復」が指摘され、関税面でそれ以前の交渉と一線を画すものとされるが、日英条約に限って言えば、陸奥条約と新条約の差はさほど大きくなかつたのである。

もっとも、日英附属協定の形式を巡る問題は日本が関税自主権を完全回復したか否かではなく、保護国家と自由貿易

国家間の関税協定に不可避免的に伴う問題である。イギリスとの関係で双務性を厳密に追求すると、日本も自由貿易を行う必要が生じる。しかしイギリスは歴史的に、自由貿易を行う国に対してのみ自由貿易を維持するというような政策は採ることはなかった。この意味で二〇世紀初頭においてもイギリスは寛大な自由貿易国であり続けた。他方、日本は今回の条約改正で関税率の引き上げによる国内産業の保護と税収拡大をも目指していたので、これらの目標を達成するには協定関税の締結以外に有効な手立てはなかった。確かに国定関税の改正は一方策であったが、桂内閣の責任追及は免れず、後に控える諸外国との交渉への影響を考慮すると、実情に即した方策とは言えなかった。結局、日本が協定関税の適用範囲を縮小できた点、イギリス側が自由貿易の維持を約束し、日本の主要輸出品の待遇に変更がなかった点を踏まえれば、新協定は実質的には日本に不利とはいえず、日本にとっても今回の条約改正交渉はおおむね成功を収めたという評価できるであろう。とりわけ、日本が内外に完全な主権国家であると喧伝できた点で政治的メリットは大きかったのである。

日本国内で反対論が浮上しなかった要因として堅実な議会対策が挙げられる。政府は議会審議で条約改正問題が紛糾する事態を避けるべく、条約の調印と公表の時期を第二七議会会期終了後に調整したため、議会で条約の内容が事細かに追求されることはなかった。当時、国内政治は桂内閣体制により比較的安定しており、政府は陸奥条約の際とは異なり、条約改正問題が政争の具となる事態を回避することができた。一九一〇年一月二四日、桂は彼のもとを訪れた原敬に条約改正問題が終了したら内閣を辞任する意向を告げ、その際には政友会に内閣を譲ると伝えている。⁽¹⁷⁸⁾ここに桂内閣と政友会の提携関係が強められ、政友会が厳しい反対論を展開することはなかった。確かに、衆議院での質問演説では、政友会の小川平吉が前年の関税率法が「英国ノ朝野ノ反対」を生じたことを指摘し、にもかかわらず「日英同盟ノ基礎ハ堅固ナリト云フコトガ出来ル」のかと直前に行われた外相演説を批判した。また政府が自由貿易国家とは協定関税を締結しないとした対英交渉方針を今になって変更しようとしているとの「風説」があるとして交渉方針を明らかにす

るよう迫った。⁽¹¹⁹⁾尾崎行雄も同様に對英交渉において「不協定ノ方針」を堅持しているのか否かを質問した。⁽¹²⁰⁾小村はいずれについても現在交渉が進行中であることを理由に、詳細を明らかにすることを拒否し、これを乗り切った。議会終了後、条約内容が明らかになっても「苦言」以外には院内外で厳しい批判が盛り上がり、外相の辞任要求が提起されることもなかった。

そもそも技術的な議論となりがちだった関税問題は、法権問題の時ほど日本国内で関心を惹くことはなかった。イギリスで反日感情が盛り上がりつつあった頃、日本で注目を集めていたのはエドワード七世の逝去と日英博覧会というふたつのイギリス関連のニュースであった。五月六日のエドワード七世の逝去は日本でも大きく取り上げられ、『東京朝日新聞』は「日本ノ喪失」との見出しを掲げ同盟国の君主の死を悼んだ。⁽¹²¹⁾他方、日英の友好と貿易促進を目的として、ロンドンの郊外で五ヶ月間にわたり開催された日英博覧会の模様は、連日日本の新聞紙面を賑わせた。現地を訪れた日本人議員はアイヌや台湾の人々が「展示」されていることに、文明国としての日本の品位・見識が疑われるはしまいかと心配し、⁽¹²²⁾イギリス側の展示が少なかったことから、議会では日英友好を危ぶみ博覧会の失敗が論じられた。日本の世論における親英的な雰囲気は、条約交渉が開始される以前と同様に維持されていたといえよう。日本の政策当局者は、国内政治の安定があったからこそ、自由貿易堅持の使命を帯びたイギリス政府の強硬な要求を受けとめて交渉をとりまとめ、日英関係の悪化をさしあたって防止することができたのである。

(115) 『日外』第四三卷第一冊、二〇頁。

(116) Fritzinger, *Diplomat without Portfolio*, pp. 143-4.

(117) *The History of the Times*, vol. 3, pp. 373-4, 680-1.

(118) Woodhouse, *The Chinese Hsinhai Revolution*, pp. 21-2.

(119) Fritzinger, *Diplomat without Portfolio*, pp. 375-7.

(120) Lowe, *Great Britain and Japan*, Ch. 1: *Nish, Alliance in Decline*, Ch. 3-4.

- (121) NA, FO 371/925, Grey to MacDonald, 26 Sept. 1910.
- (122) 『日外』通商「一」一四五文書。
- (123) 同右「一四七文書」。
- (124) 同右「一四九文書」。
- (125) 同右「一五二文書」。
- (126) 同右「一五四文書」。
- (127) MS Rumhold dep. 4, 28 Sept. 1910.
- (128) NA, FO371/922, MacDonald to Grey, 9 Oct. 1910; FO371/920, MacDonald to Grey, 28 Oct. 1910 における同様の考えが示唆されている。
- (129) NA, FO 371/922, Grey to MacDonald, 9 Nov. 1910.
- (130) 『時事新報』一九一〇年七月二〇日。
- (131) NA, FO371/920, MacDonald to Grey, 22 July 1910.
- (132) China Association, *Annual Report, 1910-1911*, Appendix, pp.101-2, Robinson to Wilcox, 24 Oct. 1910.
- (133) NA, FO371/920, MacDonald to Grey, 29 Oct. 1910.
- (134) 『日外』通商「一」一五七文書。NA, FO371/922, MacDonald to Grey, 28 Nov. 1910; FO371/922 Grey to MacDonald, 30 Nov. 1910.
- (135) NA, FO371/922, Memorandum of a Conference on 16 Nov. 1910.
- (136) NA, FO371/922, Memorandum communicated by Llewellyn Smith to the Japanese Ambassador, 17 Nov. 1910.
- (137) 『日外』通商「一」一七四文書。
- (138) 同右「一七六文書」。
- (139) 同右「一七八文書」。
- (140) 同右「一八〇文書」。
- (141) NA, FO371/922, MacDonald to Grey, 2 Dec. 1910; NA, FO371/922, MacDonald to Grey, 3 Dec. 1910.
- (142) *The Times*, 25 Nov. 1910.
- (143) 『時事新報』一九一〇年十一月二六日。
- (144) 『時事新報』一九一〇年十一月二七日、『大阪朝日新聞』一九一〇年十一月二七日。
- (145) 前掲 水谷「王族・貴族・大衆」第三章 'Halevy, *History of English People: Epilogue* vol.2, ch.2.
- (146) NA, FO371/922, Grey to MacDonald, 17 Dec. 1910.

- (147) 『日外』通商、一―、二八九文書。
- (148) 同右、三〇五文書。BDF4, part I, series E, vol.10, doc.52, Memorandum communicated by Kato on 22 Dec. 1910.
- (149) BDF4, part I ser. E, vol.10, doc.55, Memorandum communicated by Llewellyn Smith on 7 Jan. 1911; 『日外』通商、一―、三〇九、三一〇文書。
- (150) BDF4, part I, ser. E, vol.10, doc.56, Memorandum of Conference on 10 Jan. 1911.
- (151) 『日外』通商、一―、三一一、三一二文書。
- (152) BDF4, part I, ser. E, vol.10, doc.59, Kato to Llewellyn Smith, 18 Jan. 1911; doc. 60, Inclosure of doc. 59; 『日外』通商、一―、三二五文書。
- (153) *Ibid.*, vol.10, doc.63, Llewellyn Smith to Kato, 23 Jan. 1911; doc.64, Inclosure in doc.63; 『日外』通商、一―、三五八、三六一文書。
- (154) 前掲『通商条約と通商条約の変遷』一三〇―一頁。陸奥条約時と今回では税目の分類が異なるため、単純な品目数の比較は行うことができない。
- (155) 『日外』通商、一―、三四八、三四九文書。
- (156) 前掲、山本『条約改正史』六四七―九頁。
- (157) 前掲『通商条約と通商政策の変遷』八〇頁。
- (158) NA, FO410/59, CO to FO, 1 Nov. 1911.
- (159) 前掲『通商条約と通商政策の変遷』八〇―一頁。
- (160) 一九一一年一月三日發中村総領事より小村外相宛報告「英領加奈陀連邦日英条約加入一件」第一卷、「外務省記録」2.5.1.94、外務省外史料館。
- (161) NA, FO371/1137, CO to FO, 23 Jan. 1911; FO to BT, 30 Jan. 1911; CO to FO, 6 Feb. 1911 (See also the minute by the Far Eastern Department, FO to CO, 9 Feb. 1911).
- (162) 前掲『通商条約と通商政策の変遷』八一頁。
- (163) NA, FO371/1137, Memorandum of a conference held at FO on 3 Mar. 1911.
- (164) NA, FO371/1137, Grey to MacDonald, 16 Jan. 1911; Grey to MacDonald, 21 Feb. 1911.
- (165) 前掲『通商条約と通商政策の変遷』八二―九〇、九三―一〇八、一一―一六頁。
- (166) 同右、三三三、三三五、三三五、六二―三頁。
- (167) NA, FO 371/1137, Grey to MacDonald, 21 Feb. 1911

- (168) MS. Rumbold dep.4, 3 Dec. 1910. ただし本国外務省からの訓令にはマクドナルドが親日的でありすぎるとの懸念が見受けられたし (MS Rumbold dep. 4, 1 Dec. 1910) 居留地のイギリス商人はマクドナルドが彼らの利益の保護に熱心でないと不満を抱いていたようである (イアン・ニッシュ「サー・クロード・マクドナルド」一八四頁、サー・ヒュー・コータッツィ編著『歴代の駐日英国公使』一八五九—一九七二、文真堂、二〇〇七年)。神戸の居留地新聞『ジャパン・クロニクル』には駐日英国大使館に批判的な記事が掲載され、マクドナルドがこれに反論する一幕もあった。NA, FO371/920, MacDonald to Campbell, 26 July 1910.
- (169) 『日外』通商、一、一、二六七文書 (同文書は加藤が「或筋」より入手した会谈筆記録)。
- (170) 同右、一二七〇文書、NA, FO371/919, Grey to MacDonald, 25 Nov. 1910.
- (171) *The Times*, 6 Apr. 1911.
- (172) NA, FO371/1137, MacDonald to Grey, 14 Apr. 1911.
- (173) 『時事新報』一九一一年四月七日、『大阪朝日新聞』一九一一年四月七日。
- (174) 『時事新報』一九一一年四月五日、大隈談話。
- (175) 『太陽』一九一一年五月一日、一一四—五頁。
- (176) 『大阪朝日新聞』一九一一年四月七日。
- (177) BDF4, part I, series E, vol.30, doc.6, Memorandum by Sir E. Crowe.
- (178) 升味準之助『日本政治史』、藩閥支配、政党政治 (東京大学出版会、一九八八年) 一四九—五一頁。
- (179) 『帝国議会衆議院議事速記録』二五 (東京大学出版会、一九八一年) 一六—七頁。
- (180) 同右、二八—三〇頁。同様の質問は貴族院で大本達吉によってもなされている。『貴族院議事速記録』二七 (東京大学出版会、一九八一年) 四六—七頁。
- (181) 『東京朝日新聞』一九一〇年五月八日。
- (182) 日英博覧会にこころを Ayako Hotta-Lister, *The Japan-British Exhibition of 1910. Gateway to the Island Empire of the East* (Japan Library, 1999). 'The Japan-British Exhibition of 1910: The Japanese Organizers', Ian Nish ed., *Britain and Japan: Biographical Portraits* (Japan Library, 1994), pp.146-158; Olive Checkland, *Japan and Britain after 1859. Creating Cultural Bridges* (Routledge Curzon, 2003), pp.171-84 を参照。
- (183) 『時事新報』一九一〇年七月二〇日。

おわりに

本稿では、日英通商条約改正交渉の妥結に至る過程を両国政府の対応とその背景を考察しつつ、「もうひとつの日英関係」の姿を描いてきた。

イギリスが日本の条約改正交渉提案に難色を示した背景には、日本の条約改正案に対するイギリス国内での反対運動による「突き上げ」があった。日本の条約改正方針が、イギリスとは低率の協定関税を維持しないものであることが明らかになると、イギリスの商工業者はこれに鋭く反発した。この動向において中国協会の存在には抜きんできたものがあり、彼らは独自の情報網を利用して日本の動向に注意を払い、日本の条約改正方針に反対する積極的な言論活動と陳情を展開した。日本との関税を巡る交渉は国内を賑わせていた関税改革問題と容易に結びつけて論じられ、自由党政府は統一党との政争において自由貿易を擁護するためにも、対日交渉で他の保護国家の後塵を拝することはできなかった。当然彼らも、自由貿易政策の限界を認識し自国の産業保護のために何らかの対策が急務であることは認識していたが、開放経済体制下での金融サービス部門の利益を考慮すると、自由貿易を容易に捨て去ることはできなかった。従って、イギリス政府は、帝国政策と通商政策の双方にとって根本的解決策がないままに、対症療法の形で——しかも反対論の後押しを受けるという状況に流される形で——自国の通商利益の保護を行わざるを得なかったのである。

日英交渉において見られたのは、日本が同盟に配慮して当初の方針を転換させたことである。小村はイギリスのほか一二ヶ国との条約改正交渉を控えていたため、当初、先例となる対英交渉でできるだけ対等の関係を確保することを目指した。しかし現地状況に接している加藤は交渉が決裂した場合の日英関係への影響を懸念し、小村に協定関税について譲歩を行うよう説得した。小村としても、加藤の親英的な姿勢は別として、その意見は基本的に共有するところであったため、最終的にはイギリスへの譲歩を決意した。交渉において協定的方式、税率のいずれにおいても具体的な

譲歩が殆ど日本側からなされたことが示すように、日本は協定関税で相当の譲歩を行わなくては関税自主権の回復という目的を達成することができなかった。日本政府は、自国の通商利益とイギリスとの良好な関係から得られる政治的利益とを勘案した結果、後者を優先させ、議会も新聞もそうした政府の態度を支持した。

結果から見れば、一九一一年の通商条約改正交渉は「円満に」終了することができたといえるだろう。イギリスは関税面での譲歩を引き出したことに満足し、日本は関税自主権の回復を祝した。その交渉過程における紛糾とは裏腹に、同条約問題がその後の日英関係に悪影響を及ぼした形跡もほとんど見られなかった。通商条約交渉時には懸念されたこともあった日英同盟の先行きについても、通商条約締結の四ヶ月後、十年間の延長を約した第三次日英改訂同盟条約が調印されることで安泰となった。反日世論の高まりに一時は日英間の将来についての不安を加藤に伝えたグレイも、ここで果たされた日英同盟の延長を率直に喜んだ。それは日本においても同様であった。日本がその経済発展と大陸進出においてイギリスの政治的経済的便宜を期待したように、イギリスは極東貿易海洋ルートの防衛と、中国権益保護のために日本を含む列強との協調体制を基本方針として捉えており、日英両国にとってお互いの存在は依然重要なものであったといえよう。

それではグレイの抱いていた日英関係についての懸念は単なる杞憂に過ぎなかったものであろうか。確かに、日英通商条約改定交渉の結果はしばしば指摘されるような第一次大戦以前における友好的な日英関係のエピソードの一つとみなしうる。しかし、交渉過程において見受けられた衝突のように、日英関係は政治面での協調とは裏腹に、経済面ではその後も大小の衝突を繰り返していくことになる。イギリスでは今回の対日交渉によって低率の協定関税を維持することが確保できたために、かえって、その場のぎによる対処の流れを継続することになった。自由貿易政策にしても、関税改革論がその後急速に力を失ったため、堅持されることになったが、自由貿易を掲げるが故にイギリスが抱える問題は解決したわけではなかった。日本側にしても関税自主権は回復したものの、同盟関係に配慮して交渉でイギリスに譲

歩したという事実は、イギリス商工業者の反発の記憶とともに払拭されることはなかった。それは新たな火種があれば、いつ対英不信に陥るとも限らなかった。

一九一一年の日英通商条約改正交渉の過程で見受けられた日英の関係は、確かに、イギリスの「強い」立場と日本の「弱い」立場という旧来の両国の力関係を彷彿とさせるものであった。しかし両国の対応は、歴史上の大きな変化を背景としていた。すなわち、イギリスは繁栄の黄昏を迎え始めたことによって、一九世紀らしいの政策、従来の自由貿易一辺倒から保護貿易への転換を必要としており、一方日本は新たに列強に加わらんとしていたが、それには未だ国力が不十分であるという事情を抱えていた。だからこそ、両国間には従来の力関係の観点からすれば、「強い」イギリスと「弱い」日本という「奇妙な安定」が存続することとなったのである。両国がそれぞれ歴史の只中にあつたために、交渉の過程では両国間に衝突が生じ、一時交渉の紛糾を見ることもあったが、いまだ変化の影響が小さかっただけに日本が一方的に譲歩することで一交渉の妥結を見ることもあった。だが、ひとたび円満な「解決」に至った日英の間にも、その際に見受けられた「小さな」諍いの原因がいぜんとして存在しており、これはその背景にあつた両国の抱える問題を吸収し肥大化する形で、やがては日英関係そのものに暗い影を投げかけていくことになるのである。

〔付記〕

本研究とその他のための史料調査は国際教育交流財団（東京倶楽部奨学生）、サントリー文化財団（鳥井フェロー）によって可能となった。深く御礼申し上げる。